

## 鳥取県告示第 542 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡南部町伐株字丸谷538、字屋敷371、中字飛石谷山939の2、字マタラカ峠谷山1199、八金字ヤナゲ谷山920、922から924まで、925の2、東上字大成259の1、字客ノ上766、字後口谷959、能竹字信谷奥126の1、126の2、字後口谷348、字畑ヶ谷中367、字八荒神733、733の1、下中谷字源太夫1884、字椿谷2284、2285の1、字大林2669の1、2674の1、2674の7、上中谷字椿ヶ谷33から35まで、字フロノ下モ41の1、字ヘイ谷52、字コリカキ48、字上向92、字向山上115、字管ノ谷山329の1、字向山中439の1、字家ノソラ794、796、797の1、字清水平山931、字山神谷939、字堀田ヶ谷前951、字アラ田ヶ谷山983の1、983の2、字栗元山1293の1、字堂ノ谷山2218の2、字道ノ上2260の1、2260の2、字堂廻り2498の1、字オノ谷南平2612の1、字テイカ谷2566の1、2566の5、字オノ谷奥2586、大木屋字家ノ奥338の2、字上ミ向山351の3、字九反場552の2、551、字奥田ノ上604の2、原字城山530、鴨部字古城1560、馬場字荒神後山730の1、徳長字大谷392、掛相字屋敷343、344の2、字家ノ上山361、362の1、346の2、363から365まで、369から374まで、北方字夏焼谷591、猪小路字権善山22、23の1、24、26、27、32

### 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）